

平成29年12月22日

川西市議会議長

西山博大様

総務生活常任委員長

多久和桂子

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成29年12月7日・18日）

1. 議案第62号 川西市文化会館の指定管理者の指定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市文化会館に係る指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするもので、指定管理者を公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団とし、指定の期間を平成30年4月1日から平成30年9月30日までとしようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 平成30年9月30日をもって指定管理が終了することで、文化・スポーツ振興財団の業務及び職員数にどのような影響が生じるのか。</p> <p>答 業務については、指定管理が終了することで貸館業務はなくなるが、キセラ川西ホールを使用した自主事業の展開や、学校や病院等に芸術家を派遣するアウトリーチ事業等を従来どおり実施していく。</p> <p>答 職員数については、貸館業務が終わるため影響は一定生じる可能性があるが、自主事業は引き続き実施していくため、適正数について現在調整を進めているところである。</p> <p>問 指定管理者候補法人等採点集計表において、全ての審査項目で満点としている選定委員がいるが、これに対する市の見解について伺いたい。</p> <p>答 今回の選定委員は、学識経験者、税理士及び利用者代表の市民の3名で構成しているが、採点結果については各々の立場から総合的に判断した結果として尊重されるべきものであり、適正であると認識している。</p>
<p>特記事項 委員会配付資料あり（川西市芸術・文化施設指定管理者候補法人等採点集計表）</p>
<p>審査結果 原案可決（賛成多数）</p>

2. 議案第63号 川西市キセラ川西プラザの指定管理者の指定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市キセラ川西プラザに係る指定管理者を指定するにつき、地方自治法第</p>

244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするもので、指定管理者を川西市低炭素型複合施設PFI株式会社とし、指定の期間を平成30年9月25日から平成50年3月31日までとしようとするもの。

質疑の概要

問 指定期間を20年間としているが、サービス水準を確保するために実施されるモニタリングの結果等に関する市議会への報告や協議の場をどのように設ける予定としているのか。

答 モニタリング結果等の市議会への報告については、現時点で具体的には決定していないが、機会を捉えて報告するよう公共施設マネジメント室と維持管理の所管とで調整する。

問 指定管理の対象となる駐車場の台数について伺いたい。

答 当初は350台の予定で計画していたが、土地の一部を借りられない状況となってきたため、現時点で340台前後になると見込んでいる。

問 年間約5800万円の指定管理料が20年間の長期にわたって支払われるが、モニタリングを実施したとしても、この期間中に法令違反等がなく業務の質を落とさなければ合格点とみなされ、技術革新や質の向上が阻まれることが懸念される。この点に対する市の見解を伺いたい。

答 指定管理者によるセルフモニタリングや市のモニタリング以外にも利用者アンケートを実施し、最新機器の導入等が利用者から要望された場合には、実現に向けて、適宜指定管理者と協議していきたい。

特記事項 議案質疑資料及び委員会配付資料あり（指定管理の範囲について など）

審査結果 原案可決（賛成多数）

3. 議案第64号 川西市キセラホールの指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、川西市キセラホールに係る指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするもので、指定管理者を川西市低炭素型複合施設PFI株式会社とし、指定の期間を平成30年11月3日から平成50年3月31日までとしようとするもの。

質疑の概要

問 当該ホールでは指定管理者が自主事業を行うこととなるが、利益追求を優先するあ

まり、管理運営における公平性や公正性が確保できるのかという点が危惧されるが、いかがか。

答 指定管理者による施設運営では、まず、市主催の公的事业、その次に文化・スポーツ振興財団の事業が優先されるため、これらに影響しないように指定管理者の自主事業が実施されることとなる。

特記事項 議案質疑資料及び委員会配付資料あり（指定管理の範囲について など）

審査結果 原案可決（賛成多数）

4. 議案第65号 川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターの指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもので、指定管理者を（特非）市民事務局かわにし及び（株）ジョイン川西グループとし、指定の期間を平成30年4月1日から平成35年3月31日までとしようとするもの。

質疑の概要

問 他に応募がなく従前と同じ指定管理者を指定しようとしているが、市民活動と男女共同参画という本来直営での推進にも有用性がある事業を、民間活力により引き続き推進する意義について、どう総括したのか伺いたい。

答 当該指定管理者導入に伴うコスト面の効果額は過去7年で2491万8000円となっているほか、直営のときより来館者数や相談件数が増加している。また、アンケート調査でも好意的な意見が多数寄せられているのを確認しており、これらを総合的に勘案し、現在の指定管理者を高く評価している。

問 指定管理者候補法人採点表について、さきの議案第62号では選定委員ごとの点数が示されていたが、本案では3人の合計で示されているのはなぜか。

答 選定委員は男女共同参画審議会の会長と税理士、一般市民の3人であるが、委員の1人から、財務状況の審査については専門性が必要であるため、協議制による採点にしてほしいとの申し出があった。指定管理者候補法人等選定基準に禁止規定がなく、前回も同様の例があったため、今回も協議による採点としたことから、他の評価項目も含めて合計点を提示したものである。

問 高水準の計画書を作成して公募に応じるには一定期間を要すると思われるが、募集

<p>期間とその妥当性について伺いたい。</p> <p>答 申請の受付期間は1週間であり、前回、前々回と同じであるため妥当と認識しているが、今回、結果的に応募が1団体だったため、次回の募集に向けては検討を加えたい。</p>
<p>特記事項 委員会配付資料あり(川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターの指定管理者候補法人等採点表)</p>
<p>審査結果 原案可決(全員賛成)</p>

5. 議案第66号 川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、平成26年第7回定例会市議会で議決された川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業契約において、割賦払いに係る利息について事業契約書の約定に従い見直しを行った結果、約定金利の低下に伴い利息を減額するもので、これにより契約金額を30億1015万7202円に変更しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>質疑なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決(全員賛成)</p>

6. 議案第70号 川西市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、本市における行政課題に柔軟かつ適切に対応するため、行政組織の再編整備を行う必要があることから議会の議決を求めるもので、組織のスリム化を図るとともに、多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応する組織体制に変更するもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 市民生活部と美化環境部が統合され市民環境部となることについては、清掃事務所が旧北部処理センターに移転することと併せて、市民が戸惑うことが予想されるが、いかがか。</p> <p>答 市民環境部については、市民生活に係る部分と環境に係る部分ともに市民にとって重要であるという認識から統合するものだが、諸手続に関する部署は本庁舎内に設置</p>

するなど、市民の利便性向上に努める考えである。

問 選挙管理委員会事務局の体制に関して、本年10月に発生した重大事故を受け、次年度は体制充実を図る方針なのか、伺いたい。

答 事故は非常に残念なことと受け止めており、二度と繰り返さない体制整備を期す必要があると認識しているが、定数として職員を配置することだけがその手法とは捉えていない。一時的に繁忙化する部署については、従来から他部署の応援により必要な人員を確保してきた経過があるため、人数等について再検討を加えつつ、今後も万全な協力体制の整備に努めたい。

問 障がい児に関する施策は、組織再編後も福祉関係の所管だが、子どもの施策として市教委で一本化するなど、ワンストップで相談できる体制を整える考えはないか。

答 過去には子ども施策の担当が障がい児についても所管していたが、障害施策として取り組む方が効率的であるとして移管された経過がある。しかし、時代の移り変わりに伴い再考の余地がいずれ生じることも考えられるため、現場とともに今後も検討はしていきたい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）

7. 議案第71号 川西市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、行政組織の再編整備に伴い、効率的に事業を推進する必要があることから議会の議決を求めるもので、市長事務局の職員と農業委員会の事務局の職員を併任として職員定数を変更するもの。

質疑の概要

問 平成28年4月の法改正により農業委員の役割が増しており、本案により事務局職員が市長部局と併任となることで、職員の事務量の増加が懸念されるが、いかがか。

答 農業委員の役割増加については指摘のとおりであるため、農業委員会では業務を効果的に進める必要があるほか、市長部局の農業振興担当とも従前から深い関わりがあるため、併任して協力体制を整えることで双方の業務推進を図る考えである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）

8. 議案第72号 川西市特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、川西市特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、常勤及び非常勤の特別職の職員の給料等の額を改定するため条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 市長以下、常勤の特別職は特例措置により給料を減額しているが、予算は条例上の月額により計上しているのか。

答 実際に支給する額で予算計上している。

特記事項 委員会配付資料あり（第1条～4条関係 特別職の給与改正の条文対応表について など）

審査結果 原案可決（全員多数）

9. 議案第73号 川西市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、従来、入団要件を市内在住者に限定していたものを、市外在住者であっても市内在勤・在学者も入団可能とするなどし、消防団員の確保を図ろうとするもの。

質疑の概要

問 消防団員確保は全国的にも切実な問題であり、先行して市外在住者も入団要件に加えている自治体では、要件緩和により充足率向上の効果が出ているのか。

答 阪神間8市町では既に2消防団で市外在住者の入団を認めており、充足率は上がってきていると聞き及んでいる。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

10. 請願第9号 住民税特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号記載に関わる改正を求める請願書

<p>請願の趣旨</p> <p>地方税法施行規則を改正により、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書に納税義務者の個人番号（マイナンバー）を記載する欄を設けたが、通知書に従業員のマイナンバーを記載するかどうかで自治体の対応が分かれたところである。また、全国的に通知書の誤送付が発生して危惧されたマイナンバーの漏えいが起こり、自治体が陳謝している状況にあることから、国に対し地方税法施行規則を改正するよう求める意見書を送付するとともに、改正されるまでの間、本市において通知書にマイナンバーを記載しない取り扱いとするよう求める。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 採択（全員賛成）</p>

1 1. 請願第 1 0 号 コンビニエンスストアの健全化に関する請願書

<p>請願の趣旨</p> <p>青少年を取り巻く環境は決して良好なものではなく、むやみに性衝動ばかりを起こさせる図書類から青少年を遠ざけることが重要である。そのためコンビニ店のような青少年が最も利用する場所に成人向け雑誌が公然と陳列・販売されている現状は早期に是正されるべきであることから、行政として調査・研究を行い、コンビニエンスストアの健全化に努めるよう市に求める。</p>
<p>特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり</p>
<p>審査結果 継続審査（賛成多数）</p>

1 2. 議案第 8 5 号 川西市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、本年 8 月の人事院勧告を踏まえ、一般職の職員等の勤勉手当等を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>質疑なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

1 3. 議案第 8 6 号 平成 2 9 年度川西市一般会計補正予算（第 5 回）

議案の概要	
	<p>第1表 歳入の全部。歳出第1議会費。第2款総務費のうち第1項総務管理費第7目公共施設マネジメント費を除く全部。第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費。第5款労働費。第6款農林業費。第7款商工費。第9款消防費。</p>
質疑の概要	<p>質疑なし</p>
特記事項	<p>なし</p>
審査結果	<p>原案可決（全員賛成）</p>